# 訪問看護医療DX情報活用加算に係る掲示

2024年度診療報酬改定に伴い、訪問看護ステーションでは、初回訪問時などに利用者の診療情報や薬剤情報を取得・活用し、計画的な訪問看護管理を行います。

#### [対象者]

訪問看護管理療養費を算定する方

### [算定要件]

当ステーションは地方厚生局長等に届け出を行い、健康保険法第3条第13項の規定に基づく 電子資格確認を実施しています。看護師が計画的な訪問看護管理を行った場合、月1回に限 り、訪問看護医療DX情報活用加算として50円を加算します。

#### [施設基準]

- 1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(令和4年厚生労働省令第5号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っています。
- 2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有しています。
- 3. 訪問看護ステーションの見やすい場所に、医療DX推進および質の高い訪問看護に関する情報を掲示しています。
- 4. 以上の掲示事項について、ウェブサイトにも掲載しています。

## [資格情報の提供について]

資格情報の提供はご利用者様および代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

